平成２７年（フ）第３００号
埼玉県所沢市大字上安松1315番地の22
債務者　久下谷浩江
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３０１号
埼玉県入間郡毛呂山町岩井西５丁目１番地９柴藤荘７号、前住所埼玉県鶴ヶ島市新町４丁目６番地10　シュライン南宮102号
債務者　吉田　健一
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３０４号
埼玉県富士見市ふじみ野東１丁目４番地５プリムローズ303、前住所埼玉県富士見市ふじみ野西１丁目17番地８　カーサ・アンジェロふじみ野210
債務者　小坂　　肇
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３１０号
埼玉県ふじみ野市大原２丁目５番12号
債務者　武田　光世
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３１１号
埼玉県狭山市狭山25番19号
債務者　中里ちえみ（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３１２号
埼玉県坂戸市泉町３丁目27番地５　マンション陽光103号室
債務者　崎原久美子
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３１４号
埼玉県ふじみ野市大原１丁目12番19号　相田ハイツ
債務者　田中　之江
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３２０号
埼玉県ふじみ野市霞ケ丘３丁目３番30棟307号
債務者　柴山加代子
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３２４号
埼玉県坂戸市薬師町１番地（１―305）　北坂戸駅前ハイツ
債務者　草野　直子
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３３１号
埼玉県川越市富士見町30番地７　（コンフォート川越富士見町201号室）、前住所埼玉県川越市富士見町15番地４（アストレア川越703号室）
債務者　渡邉　礼三
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１４８号
埼玉県児玉郡上里町大字金久保93番地４コーポ桂102号
債務者　城　　清隆
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第７５号
岐阜県中津川市瀬戸2919番地
債務者　米桝　裕治
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第１１１２号
札幌市厚別区厚別西３条４丁目８番13号カーム厚別102
債務者　杉崎　　勝
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１２３号
札幌市白石区菊水元町１条５丁目２番33号コーポカネサ104号
債務者　松居政治郎
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１３１号
札幌市白石区東札幌５条６丁目１番３―505号
債務者　島津　卓也
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１３７号
札幌市白石区川北2272番地８　白石福祉園
債務者　山下正一こと山下昭一こと　山下　進
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４８号
福島県喜多方市字寺南2619番地１　星アパート１号、前住所福島県喜多方市字柳清水3379番地４
債務者　栗原チサ子（旧姓細沼）
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係